

「船橋市意見表明等支援事業業務」に関する質問票

No	該当資料	該当頁・項番等	質問内容	回答
1	仕様書	P.1 3.履行場所 （１）意向表明等支援	面接や交流の履行場所について、事前に間取り図やイメージ図の開示は可能か。 また、竣工後に場所の見学は可能か。可能な場合、時期はいつ頃になるか。 （実施を想定した導線の確認や音の漏れなど確認した上で準備を進めるため）	間取り図やイメージ図の開示につきましては、施設の性質上非公表としておりますが、確認が必要な場合は「申請書兼誓約書」をご提出ください。詳細につきましては、本市ホームページをご確認ください。 令和8年3月末に竣工となり、物品の搬入作業があることから、履行場所の見学は6月以降に可能となる見込みです。
2	仕様書	P.1 3.履行場所 （１）意向表明等支援	履行場所には一時保護所職員の同席が前提となるか。 （職員が同席することで、こどもが自由に気持ちや考えを話しづらくなるような状況は生じないか。 また、「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」P51には、同支援にてこどもから把握した情報は、こどもから関係者に伝達することについて同意が得られているもの以外は、守秘する義務があると書かれている）	一時保護所職員の同席は前提としておりませんが、こども自身が同席を希望する場合等には同席させていただきます。
3	仕様書	P.1 5.委託内容 （２）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	実施後の保護所職員との振り返りにおいて、想定される内容はどのようなものか。 （上記の通り、こどもの自由な気持ちの表現や守秘義務の関係上、報告できる内容が限定されることが想定される。一方で、一時保護所への表明については保護所職員の役職や内容により直接伝えてもよいか。）	一時保護所職員へのフィードバックにつきましては、原則こどもから同意を得ることができた内容に限りますが、基本的には虐待や第三者に危害が及ぶリスクがある場合にはこどもの同意なしに一時保護所職員に直接伝えてください。
4	仕様書	P.1 5.委託内容 （２）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	一時保護所の都合により実施が難しい曜日がある場合は予め把握したい。 （月４回以上の実施にあたり、毎週の曜日のある程度固定することが望ましいと思われるが、弊事業所の年間計画上、水曜日には他の定期予定が入っているため。曜日を動かせない場合は調整は可能）	現時点で一時保護所の都合により実施が難しい曜日はございません。原則、実施日の曜日を固定することを想定しているため、受託者決定後に調整させてください。
5	仕様書	P.1 5.委託内容 （２）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	一時保護所職員への事前研修の実施は可能か。 （意見表明は当該事業実施の時間内だけでなく、日々の生活の中でもできる（セルフアドボケイト）ことも重要と考えられる。その中で、一番身近な存在である施設職員の理解やサポートも必要と思われるため）	独自の提案として、仕様書に記載していない内容でも提案可能です。但し、提案限度額内での実施としてください。
6	仕様書	P.1 5.委託内容 （２）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	実施の仕様について、定期的な見直しや変更は可能か。 （実際の実施・振り返りを踏まえ、より有効な方法を模索・改善していく必要があると思われる。その枠組みを予め設定することは可能か。初年度は、年度中に一度、本課・児童相談所・弊所で意見交換の場を設けることを検討したい）	受託者決定後に事務の具体的な実施方法等の協議を行い、必要に応じて仕様書を変更します。なお、仕様書の定期的な見直しや変更は想定しておりませんが、事業開始後に改善点がある場合には仕様書の範囲内で調整することは可能であると考えております。

「船橋市意見表明等支援事業業務」に関する質問票

No	該当資料	該当頁・項番等	質問内容	回答
7	仕様書	P.1 5.委託内容 （2）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	①こどもの「意見表明の報告先」及び「各表明先への連絡」は本課（船橋市こども家庭部？）にて担われるのか。（表明に対する対応先については、ある程度の振り分けは可能だが、想定される児相担当者や家族等への連絡は困難であるため） 尚、②報告の対象となるのは、意見表明があったもののみとの理解でよいか。（それ以外の情報を報告すると、上記の通り、こどもへの守秘義務違反になると考えられる。その旨をこどもへの支援開始（説明）時に伝えてよいか）※尚、当日の参加者数、個別に話したこどもの数やその属性、内容種別等は弊所にて記録として残し、のちに集計できることを想定	①本事業の報告先は所管課である船橋市こども家庭部内事業担当課となりますが、各表明先への連絡は事務局が主体となって行うことを想定しております。 ②その理解で差し支えございません。
8	仕様書	P.1 5.委託内容 （2）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	表明・フィードバック後の子どもの納得感を保障するために、ワンモア（もう一度話したい！）カードを導入してよいか （「子どもの権利擁護スタートアップマニュアル」P50には、「支援員はこどもが望む場合には、こどもがその説明に納得しているかを確認することが求められる。確認後こどもが再度意見表明をしたいという要望があれば、再度意見表明を支援する」とある。この点を踏まえ、本事業では意見表明時に同カードを渡しておき、その後のフィードバック内容が不十分、納得できないと感じた時にアドボBOXや職員にカードを渡すだけで、改めて支援員が話を聞き、フォローができる仕組みを作りたいと思うが、理解・協力を得られるか）	独自の提案として、仕様書に記載していない内容でも提案可能です。但し、提案限度額内での実施としてください。
9	仕様書	P.1 5.委託内容 （2）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	意見表明、相談記録の報告、共有ツールとしてGoogleフォームやスプレッドシートの利用が想定されるが、市のセキュリティ管理上、問題ないか	受託者が用意するサービスの場合は市が事前にセキュリティ等を確認し、必要事項を満たした場合に利用することが可能です。
10	実施要領	P.3 10. 提案方法等 (イ) 提出書類について (2)提出方法	企画提案書は「正本1部、副本10部提出」と記載されておりますが、正と副の違いについてご教示ください。	正本には提案者名を記載し、副本につきましては略称、それらを類似できる名称を含めて記載しないでください。
11	仕様書	P.1 5.委託内容 （2）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	「頻度は月に4日以上とし、男女の設定日を分けて、午後の時間に実施する。」とありますが、例えば月4回の実施の場合は、男子2回・女子2回で実施するという認識で相違ないでしょうか。	ご認識のとおりですが、面接形式につきましては、男児の日に女児の希望があった場合には、対応していただく可能性がございます。

「船橋市意見表明等支援事業業務」に関する質問票

No	該当資料	該当頁・項番等	質問内容	回答
12	仕様書	P.1 5.委託内容 （2）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	「頻度は月に4日以上とし、男女の設定日を分けて、午後の時間に実施する。」とありますが、午後の時間とは何時から何時までを想定しているのか、ご教示ください。	児童の人数によって、終了時間が早まる場合がございますが、概ね13時～17時までを予定しております。また、おやつ時間が15時のため、15時～15時30分は休憩時間とさせていただきます。
13	仕様書	P.1 5.委託内容 （2）事業内容 ①面接・交流形式による意見表明等支援	一時保護所内のどの部屋で交流支援を実施できる想定か、具体的な部屋名・用途・広さを教えていただけますでしょうか。可能でしたら図面をお見せください。	面接形式は心理療法室又は面接室での実施、交流形式はこども達が集団で遊べるラウンジで実施する予定です。 図面の開示につきまして、施設の性質上非公表としておりますが、確認が必要な場合は「申請書兼誓約書」をご提出ください。詳細につきましては、本市ホームページをご確認ください。
14	仕様書	P.2 5. 委託内容 （2）事業内容 ② こどもから要請があった際の臨時訪問	「こどもが支援員の訪問日以外に自身の意見を表明したいなどの申し出があった際は臨時訪問を行うこと」とありますが、申し出を受け取る方法として、本人から事業者への直接の連絡や、一時保護所の職員様を介しての連絡が想定されますが、こういった方法が可能でしょうか。	一時保護所職員を介しての連絡を想定しておりますが、他にこどもにとって有効な連絡手段がありましたら、提案限度額内で提案してください。
15	仕様書	P.2 5. 委託内容 （2）事業内容 ③ 広報物の作成	評価基準において「こどもの権利擁護等に関する広報物」とありますが、「等」で具体的に想定されるものがございましたらご教示ください。	受託事業者において、本事業に有効なものがありましたら、提案限度額内で提案してください。
16	仕様書	P.2 5. 委託内容 （3）事業実施体制 ① 支援員の配置	「面接・交流形式による意見表明等支援については、3名以上の支援員を配置」とありますが、臨時訪問の際も支援員の配置人数は3名以上必要でしょうか、それとも2名もしくは1名での実施でも差支えないでしょうか。	お見込みの通りです。
17	仕様書	P.2 5. 委託内容 （3）事業実施体制 ① 支援員の配置	「面接・交流形式による意見表明等支援については、3名以上の支援員を配置」とありますが、面接形式での支援時の人数は、1名または2名での対応でも差し支えないでしょうか。	その時の児童の人数により、面接形式の対応人数が異なることから、面接・交流形式でのそれぞれ人数の指定はございません。3名以上の支援員が柔軟に対応していただき、より効果的な支援方法となることを想定しております。
18	その他	その他	本事業の対象者となる方々の抱える課題について、貴自治体における特徴等があればご教示ください。	こどもの状況は様々ではありますので、こども一人ひとりにあった対応をお願いいたします。